

議案第 23 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 2 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 2 区長の部 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同部 2 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「若しくは特例給付」を削り、同部 2 の 2 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 区長の部 2 の項中「若しくは特例給付」を削る改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

生活保護法の一部改正により、「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められたほか、児童手当法の一部改正により、児童手当の特例給付が廃止されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。